

日本の国立公文書館における「デジタル時代」への対応 —歴史公文書等に係る総合的な情報サービスの実現に向けて—

八日市谷哲生
国立公文書館

1. はじめに

2. これまでの取組み

- (1) 国立公文書館における2つのデジタルアーカイブ
- (2) デジタル画像の作成
- (3) 全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進、情報連携
- (4) 電子公文書の保存及び利用

3. 新たな課題と対応

- (1) デジタルアーカイブの効率化と更なる利便性の向上
- (2) デジタル画像作成の更なる加速
- (3) デジタルアーカイブ化推進、所在情報の把握、新たな技術への対応
- (4) 電子公文書の適切な保存に向けて

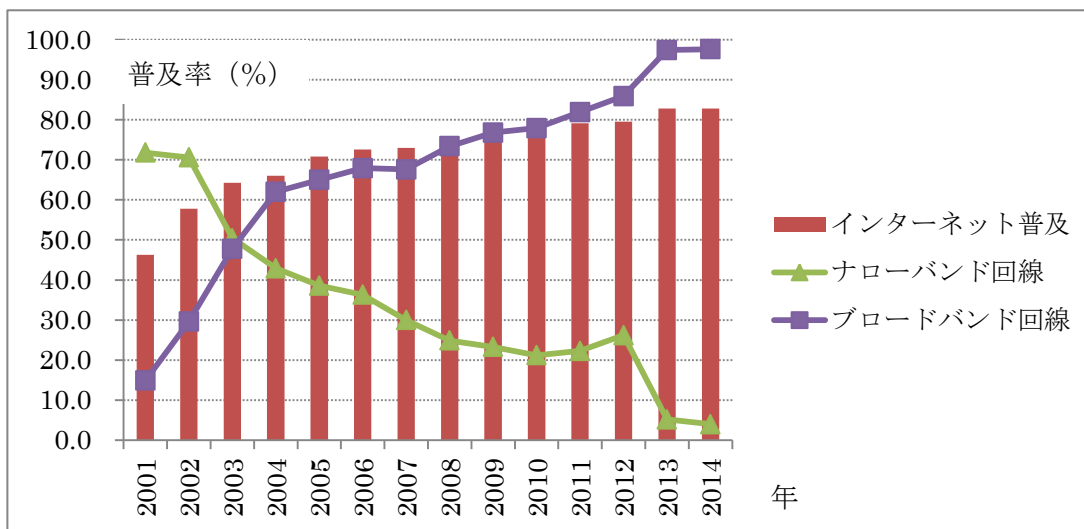
4. おわりに

1. はじめに

今回の EASTICA のテーマは、「デジタル時代のアーカイブ—再び—」である。この「デジタル時代」というのは、21 世紀の情報通信革命によってもたらされた「アトムからビットへ」¹という革新に原因する新たな時代である。例えばアーカイブズに決定的な影響を与える変化として、紙に変わる記録技術・媒体としてデジタルが登場、普及したことがあげられる。こうした新世紀の幕開けから 15 年を経た今日、ブロードバンド網が全世界的に普及し、人とモノ、情報が繋がり、また、様々なシステムやデバイス、サービスが提供されている。そして今や、公的機関や企業の活動、人々の生活のいたるところに情報システムが導入され、社会全体において、不可逆的な電子化が進行しているところである。

さて、日本の国立公文書館（以下、「館」という。）では、こうした「デジタル時代」の黎明期から、その対応に努めてきたが、2001 年に独立行政法人化された際に、アジア歴史資料センター（以下、「センター」という。）が、館の組織として新たに開設されたことが、一つの契機となった。開設当時は、まだインターネットの普及率も限定的でブロードバンド回線も一般に普及していない時代であったが、デジタル時代の本格化に先駆けて、こうした取組みに着手したのであった。（インターネット普及率等については、下図 1 参照。）

図 1 日本におけるインターネット、ブロードバンド回線等の普及率の推移



(総務省「通信利用動向調査」各年度分より筆者作成²。)

その後、2005 年、館は、館所蔵資料全体に関するデジタルアーカイブである「国立公文書館デジタルアーカイブ」（以下、「DA」という。）の運用を開始した。館には、日本国憲法をはじめとする国の重要な公文書のほか、江戸幕府や明治政府が収集した資料等が含まれる「内閣文庫」を所蔵している。この DA により、従来、一般の利用が困難であった貴重な資料が、インターネット上において自由に、利用可能となり、利用者はデジタル時代の大きなメリットを享受することとなった。

館及びセンターでは、毎年度、それぞれのデジタルアーカイブにおいてデジタル画像の

提供数を増加させるとともに、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「自由に」「無料で」を基本に、国内外におけるオープンなアクセスを確保し、インターネットを通じたサービスを実施してきた。また機会を捉え、国内外でデモンストレーション等を行うなど、2つのデジタルアーカイブの利用促進、普及に努めてきた。

2011年には「公文書等の管理に関する法律」（2009年7月1日法律第66号）（以下、「公文書管理法」という。）が施行され、新たな公文書管理制度下における業務が開始された。同法では、特定歴史公文書等の目録の作成、公表が義務づけられるとともに、「利用の促進」に努めることも規定されたが、デジタルアーカイブはこれに対応する手段として位置づけられた。

また、同年、館は、電子的に作成、管理、移管される電子公文書の受入れ、保存に係る取組みを開始した。こうした電子公文書の保存等は、わが国初の試みであったが、国の調査検討等を踏まえ、システム構築を行い、対応を開始したのであった。

さて、上記のように我々が取り組んできた間にも、「デジタル時代」は継続的に発展しており、今一度、現状と進路を確認する必要もある。おそらく本年度のテーマの副題に「再び」と添えられている理由もその辺りにあるのだろう。本レポートでは、こうした点を踏まえて、館の「デジタル時代」への対応状況を振り返った上で、現状の課題と対応、今後の方向性について報告することとする。

2. これまでの取組み

(1) 国立公文書館における2つの「デジタルアーカイブ」

① アジア歴史資料センター

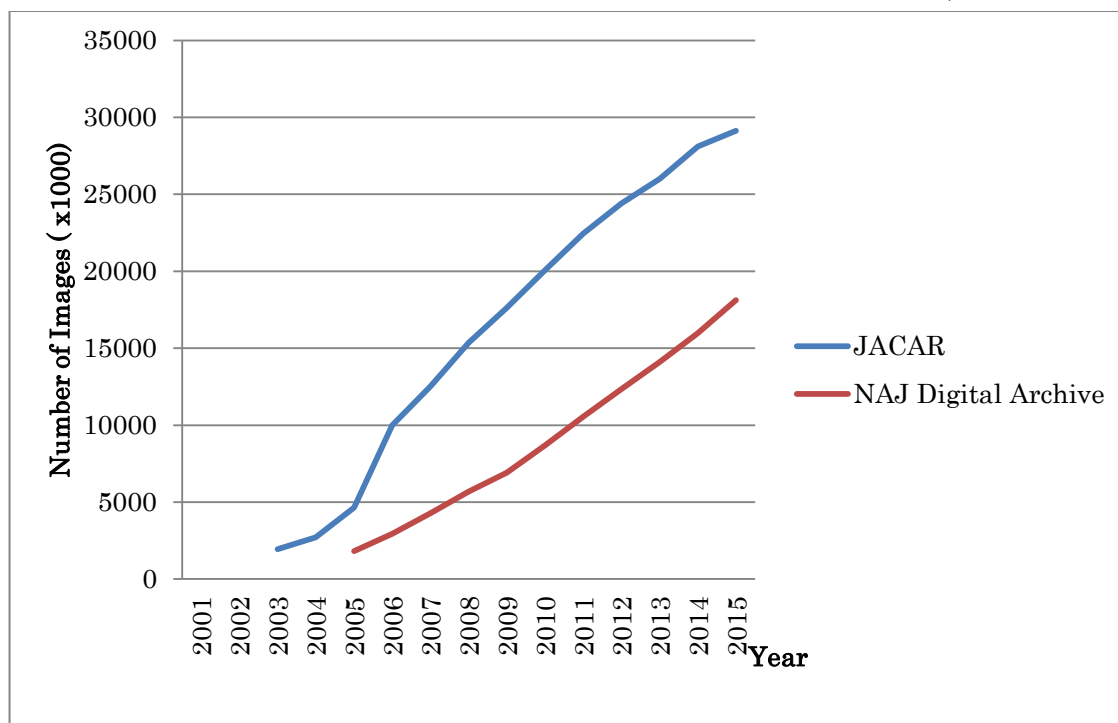
2001年より、館に置かれたセンターにおいて、館のほか、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所から、これらの機関が保有する「アジア歴史資料」（近現代の我が国とアジア近隣諸国等との関係に係る重要な公文書及びその他の記録）のデジタル画像の提供を受けて、デジタルアーカイブを構築し、インターネットを通じて情報提供を行ってきた。これまで、毎年度、提供するデータの充実に努めるとともに、ホームページ上のデジタル展示コンテンツの制作、国内外の利用促進・普及のための広報活動等、積極的に取り組んできた。こうした取組みにより、国内外からのアクセス件数が増加しており、昨年度のアクセス数は約51万件であった。

2015年現在、センターでは、累計で、計199万件の資料、2,913万画像をインターネット上で提供している（下図2参照）。また、昨年度、情報提供資料の拡大に向けた取組みとして、琉球大学附属図書館と協力し、センターにおいて同図書館の一部資料も検索対象とし、同図書館のシステムと連携して画像データを提供するサービスを開始した。本取組みは、他機関が提供する情報システムと連携し、センターが提供する情報の更なる拡大を図る新たな試みの一つである。

なお、センターでは、これまで、明治初期から太平洋戦争終結頃までの資料を対象に取り組んできたが、戦後70年を期して、戦後の資料も含む、更なる情報提供の拡充について

検討をすすめているところである。

図2 センター及びDAにおけるデジタル画像の提供数の推移（単位：1,000 画像）



② 国立公文書館デジタルアーカイブ

館は、上記センターの取組みに加えて、国が推進する IT 戦略や内閣府の懇談会等の提言を踏まえ、館所蔵資料全般に係るデジタルアーカイブ化に着手し、2005 年より、インターネット上で、館が所蔵する特定歴史公文書等の目録情報を検索し、資料のデジタル画像が閲覧可能な DA を運用してきた。毎年、新たに受け入れた資料の目録情報を追加するとともに、所蔵資料のデジタル化を進め、提供情報の充実に努めてきた。こうした取組みにより、国内外からのアクセス件数が増加しており、昨年度のアクセス数は約 35 万件であった。

2015 年現在、館の所蔵資料 137 万冊分全ての目録についてインターネット上で検索可能となっており、また所蔵資料全体の 10%、約 14 万冊分のデジタル画像（1,813 万画像）が利用可能となっている。こうした、デジタル画像の中には、我が国の日本国憲法などの国の基本文書や法令等の制定に係る公文書、重要文化財のほか、江戸幕府や明治政府が収集した貴重な資料等が含まれる「内閣文庫」があり、国内外から自由にアクセス可能である。

なお、先述したとおり、2011 年に施行された公文書管理法の第 15 条「特定歴史公文書等の保存等」の第 4 項において特定歴史公文書等の目録の作成、公表が義務づけられ、また第 23 条「利用の促進」において「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。」とされ、DA はこれらの規定に対応するものとして、適切に取組むことが求められているところである。

(2) デジタル画像の作成

館は、館所蔵資料の利用状況等を踏まえながら、デジタル画像を作成してきたが、作業に当たっては、紙媒体資料の代替物として作成・蓄積していたマイクロフィルムをスキャニングし、デジタル画像を作成する方法を採ってきた。また国際標準である JPEG2000 を基本フォーマットとし、保存用に可逆データ、インターネットでの提供用に非可逆データや PDF データ等を作成してきた。上記、保存用データについては、光ディスクに書き込み、東京から離れたつくば分館でも保存しており、万一の災害にも備えたものとなっている。

2012 年より、紙資料を、直接、オーバーヘッドスキャナーでデジタル化する方式を採用した。以前に報告したためここでは詳述しないが、2010 年度に、紙媒体の文書について、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面のメリット、デメリットについて検討し、今後の方向性に関し、以下のような結論を得たためである³。

- ・紙媒体のスキャニングによるデジタル化を新たに採用
- ・原資料の保存状態や利用頻度に応じて媒体を選択することとし、保存状態が比較的良好な場合は、デジタル化による代替物作成を基本

こうしたデジタル化方式の採用により、資料中の薄い鉛筆書きやペン書きの文字、印鑑の色、紙の質感などがデジタル上で表現され、フルカラーかつ高解像度による高品位のデジタル画像が作成、提供可能となっている。

図3 オーバーヘッドスキャナーによるデジタル化の様子



(3) 全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に向けた技術支援

館は、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進及び情報連携にも取り組んでいる。急速な情報化、デジタル化の進行と新たな対応が必要となっている点は、全国の公文書館等においても同様であり、それぞれの自治体等において、IT 技術の活用、利便性の向上が求められているところである。また、国内の歴史公文書等について、全国のどこからでも利用し、一体的に検索、把握可能な仕組みを実現していくためにも、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化は必要であり、目録データや画像データ等の標準的な技術の採用なども、相互運用性の確保の観点から不可欠である。

けれども、全国の公文書館等においては、情報化、デジタル化へ対応することにつき、検討課題としているものの、具体的な技術や情報が不足している場合もあり、デジタルアーカイブ化は容易ではない。こうした点を踏まえ、館では、2008 年に、目録データや画像データのデジタル化及びデジタルアーカイブ・システムの様々な機能に関する考え方について、「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」として取りまとめた⁴。2009 年以降、同仕様書について、全国の公文書館等に提供するとともに、各館を直接訪問して説明会を開催するなど技術支援に取り組んできた。2015 年現在、計 9 館のシステムと館の DA との情報連携が実現し、少しずつではあるが、成果が現れ始めたところである。今後も、こうした館の取組みを踏まえて、全国の公文書館におけるデジタルアーカイブ化、情報連携の推進が期待されているところである。

(4) 電子公文書の保存及び利用

「デジタル時代」黎明期の取組みは、まずはアナログをデジタル化するという点から始まった。一方で、電子的に作成された公文書、いわゆる「ボーン・デジタル」の公文書の保存等についても、早くから検討が進められ「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書において、次のような「基本的視点」が示された⁵。

- ・ 電子記録を非電子媒体に変換せずに、電子媒体のまま保存する原則
- ・ 電子記録の証拠価値のため不可欠な「エッセンス」の長期保存
- ・ 電子記録については、作成時から保存・利用段階までのライフサイクル全体の管理が必要

上記報告を踏まえ、内閣府において、電子記録のメタデータ及びフォーマットのあり方等について実証実験が行われるとともに、業務やシステムに係る運用上の課題等について把握、報告された。こうした取組みを踏まえて内閣府では、2011 年より電子公文書の保存等に取り組むこととして、次の方針を示した⁶。

- ・ 移管： CD-R、DVD-R、HDD 等可搬媒体による移管
- ・ 受入： 検疫等作業を実施。可搬媒体は原則として保存しない

- ・保存： 長期保存フォーマットに変換、保存
- ・利用： デジタルアーカイブを通じて利用（一般利用）
霞が関WANを通じて利用（移管元機関による利用）

館では、上記方針にしたがい、2010年に「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を構築、2011年4月から同システムを運用するとともに、電子公文書の受入れ、保存を開始した。現在のところ、紙の公文書に比較し、電子公文書の移管数は限定的な数量に止まっているが、「ボーン・デジタル」が人々の社会活動の様々な場面で利用され、国の機関も例外ではないことを考慮すれば、今後、より一層、本システムの重要性が増すことが確実であり、将来に備え、経験とノウハウの蓄積に努めているところである。

3. 新たな課題と対応

(1) デジタルアーカイブの更なる利便性の向上と効率化

館の2つのデジタルアーカイブについては、運用開始以来、5年ごとに、それぞれ、機器等をリプレースしながら利便性の向上を図ってきた。この2つのデジタルアーカイブに関する近年の課題は、最新のIT技術及びサービスを踏まえた更なる利便性の向上と両システムの運用コスト全体の効率化である。このため、館では、2012年度から調査検討を行い、2013年度には、DAとセンターのシステムを統合することにより、システム全体経費の更なる削減並びに運用・保守の簡素化・効率化を図ることを基本理念とした、「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」を策定した⁷。本計画は、最近のIT技術の発展を踏まえ、2つのシステムのインフラ基盤を統合し、システム全体の効率化を図るとともに、新たなメタデータ技術やウェブ技術等へ対応することによって、更なる利便性の向上を図るものである。主な点は、以下のとおりである。

①利便性の維持・向上

- ・デジタル情報資源提供の仕組みの強化
最新のメタデータ技術への対応（機械可読対応等）、タブレット対応、PDF形式対応
- ・歴史公文書等が身近となる仕組みの普及・啓発
SNS（Social Networking Service）への対応
- ・更なる利用を図る仕組みの導入
高品位な画像データのダウンロード機能

②経費削減

- ・ハードウェア、ソフトウェア、インターネット回線等、共有可能な機器等を統合し、システム全体として、コスト削減や運用の効率化

現在、本計画に基づき、国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発作業を進めているところである。なお、本計画によるシステム統合はインフラ部分のみであり、

2つのデジタルアーカイブのサービスは、従来どおり、それぞれ別個に構築、運用する計画である旨、一言、付言しておく。

(2) デジタル画像作成の更なる加速

館では、毎年、所蔵資料のデジタル画像作成に注力してきた結果、2015年現在、館所蔵資料全体の約10%がインターネットで利用可能となっている。引き続き、デジタル画像の作成に注力するが、当面、利用頻度が高く、資料の原本利用による破損・汚損も懸念される内閣文庫資料を中心に作業を進めることとしている。特に、その根幹をなす紅葉山文庫、昌平坂学問所等の由緒ある当館ならではの貴重な資料を中心にデジタル化を加速させ、国内外の利用者の、インターネットによる利用を可能としたいと考えている。また、これまで、業務負担やコストの点から作業が進んでいない大型の重要文化財や修復が必要な資料、映像や音声資料などについても、順次、デジタル化していく必要があると考えている。

ところで、こうしたデジタル化作業の推進に当たっては、当然ながら、充実した体制、施設が必要である。紙から直接デジタル画像を作成する場合、①作業前の資料状態の確認、②必要に応じ資料補修、③目録の詳細情報の採録、④スキャニング作業、⑤品質検査、⑥作業後の資料確認などの作業工程がある。これらの作業のため、各工程を並行して行うための作業スペース、保存・修復、デジタル化、資料内容の判読等に係る専門的知識・技術を有する要員を含む十分な体制が必要である。さらに、作業期間中の資料原本の保存管理、安全性の確保も不可欠の要素であり、作業スペースの電力や空調能力の確保も重要である。

館では、現在、専門業者に外部委託し、館施設内でのオンサイト作業で上記作業を実施している。しかし、今後の更なる加速のためには、作業スペースの確保や体制整備が不可欠である。国内外の利用者の希望にお応えするためにも、課題に対応しながら、鋭意、取り組んでまいりたい。

(3) 所在情報の把握、新たな技術への対応

2015年6月の全国公文書館長会議⁸において、「公文書館等が保有する歴史公文書等は、将来にわたって保存・利用すべき行政の重要な記録であるとともに、それぞれの地域の「たから」である。住民一人ひとりが、地域への愛着を育み、その魅力を発見・発信し、新たな価値を創造する源となる。」として、デジタル化に係る基本的な考え方が取りまとめられ、館としても、引き続き、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化、情報連携の推進に向けた取組みを継続する必要がある⁹。

さて、こうした取組みに当たって、2つの論点がある。一つは、情報連携の目的や在り方についてである。これに関連し、内閣府におかれた「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」において、国立公文書館の機能として「所在情報の集約や他機関とも連携した「デジタルアーカイブ」の推進」が「不可欠の重要な機能」と指摘されているところである¹⁰。館では、2015年度から、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体その他民間に所在する歴史資料として重要な公文書等について、所在把握を目的とした調

査研究に着手するとともに、所在情報の一体的な提供を実現する上での課題の整理を行うこととしているところである。

もう一つは、技術的な問題に関する検討である。例えばクラウドという言葉に象徴されるように、最近の IT 技術は、デジタルアーカイブや情報連携に係る体制整備や経費負担といった、これまでの技術では高い「ハードル」であった課題を低下させる可能性が期待される。例えば、複数館が、一つのシステムを共同で導入し、それぞれのサービスを展開するような場合である。こうした方式は、デジタルアーカイブに係る高度な技術への対応、タブレット端末や SNS 等の様々な利用者ニーズへの対応、頻発するセキュリティ問題など、運用管理者に、高度な要求が為される中で、より蓋然性を増している。高度な要求に耐え得るシステムの導入は容易ではなく、共同で導入する方式がより現実的に考えられるからである。

館では、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化、情報連携に向けて、上記のような論点を検討しながら、鋭意、取り組むこととしている。

(4) 電子公文書の適切な保存に向けて

2011 年から開始した電子公文書等の保存等については、同業務を担う国内初のシステムである「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を運用し対応してきた。同システムの導入に当たっては、内閣府における調査検討結果や専門家の助言を踏まえながら、この困難な取組みに向けて、万全を期してシステムを構築した。このため、現在のところ、受入れ、検疫、長期保存フォーマットへの変換、メタデータの付与、長期保存等の機能等については、大きな課題は生じておらず、適切に保存等の業務を実施している。

むしろ、現在、課題とも言えるのは、各府省等からの電子公文書の移管数が限定的なものにとどまっていることである。内閣府が取りまとめ、公表した 2013 年度の公文書等の管理状況についての報告によれば、保有している行政文書ファイル数は各府省等全体で 1,528 万ファイルあり、うち紙の文書が 1,424 万ファイル (93.2%)、電子の文書が 100 万ファイル (6.5%) となっている¹¹。また、2013 年度に新たに作成されたものに限っては電子公文書は、4.8%にとどまっている。こうした報告結果から、各府省等における文書作成・管理の電子化は、依然として、限定的であることが読み取れる。

とはいえ、電子公文書の長期保存性は、現用文書段階で適切に作成・管理されることに大きく依存していることから¹²、館では、電子公文書に係る理解の促進・普及に向けて、各行政機関職員の研修等の機会を捉え、電子公文書の作成や保存に係る技術的な説明等に、取り組む必要があると考えている。現用文書を作成する人々が、電子公文書に係る理解を深めることが肝要であり、将来の適切な保存のため不可欠な取組みである。

以上のように、我が国における電子公文書の長期保存は、本格化まで、やや時間的な猶予がありそうである。こうした期間を有効活用し、国内外の長期保存に係る技術動向を把握するとともに、現行システムの業務を通じて、知見やノウハウを蓄積しながら、困難な責務を全うするための基盤作りに努めたいと考えている。

4. おわりに

以上、館における「デジタル時代」への対応状況について、主要な事項ごとに、これまでの取組みの概況と今後に向けた課題等について述べてきた。最後に、これまでの議論等を踏まえ、デジタルアーカイブの今後の方向性について、一言、触れておくこととする。

第一に、情報サービス全体の質の向上という点である。デジタルアーカイブは、これまでの約 10 年、資料の基本的な目録情報、デジタル画像の作成を進め、「知的資源」の蓄積に注力してきた。けれども、これからの 10 年は、こうして蓄積した「知的資源」の有効活用のために取り組むことが求められるだろう。そのためには、例えば、基本的な目録情報だけでなく、更に詳細な目録情報を提供したり、探したい資料がテーマや分類別などで探せるように工夫したり、様々な方法が考えられる。また、最近では、様々な情報システムが連携し、新たな情報を生産、提供する仕組みが普及し始めており、このような、他の情報システムやサービスからの利用ニーズへの対応、すなわち相互運用性の確保が求められている。

第二に、歴史公文書等の情報基盤の構築への対応である。全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブ化、情報連携は、各地域内における情報共有のためのみならず、国全体の歴史公文書等の情報基盤を構築するため、必要不可欠なものである。また、この情報基盤で情報を探索するため、所在情報が把握・整理され、資料探索支援ツールとして提供されることも必要である。利用者が求める資料が、どの館に所在し、どの資料群に含まれているのか、関連する資料は他にもあるのか、などといった利用者の検索行動を支援する仕組みがあってはじめて、情報基盤の活用が促進されるからである。

そして、情報基盤を担う技術及び機能は、全国の公文書館等の中で共通の場合が多く、クラウド技術等を用いた共同利用システムとして構築することが技術的に可能となっており、コスト削減効果も期待出来る。また、現実的にも、より複雑化、高度化する IT 技術やセキュリティ対策へ要求、万一の災害も視野に入れたバックアップシステムの確保など、情報システムへの要求要件は極めて高く、専門的な業務に対応可能な職員を継続的に確保することは容易ではない。このため、共同利用型の情報基盤の構築が期待されるのである。

さて、こうして、デジタルアーカイブは、我が国の重要な「知的資源」である歴史公文書等情報について、国内外を問わず共有可能とし、自由なアクセスを確保するための情報基盤として、我が国の「歴史公文書等に係る総合的な情報サービス」を担うこととなる。また、我が国だけでなく、EASTICA 各国をはじめとする国々の公文書館においても、同様の取組みが進展されることにより、各国の先人が遺した「知的資源」が国境や時代を越えて共有されることとなる。このような方向性に向かって、各国の公文書館職員やアーカイブに関わる専門家らと、「デジタル時代」における諸問題やその対応方法、デジタルアーカイブに関する知識や技術に関する意見交換等を重ねながら、協力して取り組んでまいりたい。

- 1 See, Nicholas Negroponte, *Being Digital*, Alfred A. Knopf, Inc., 1995.
- 2 「総務省通信利用動向調査」、総務省ホームページ「情報通信データベース：統計調査データ：通信利用動向調査：報道発表資料」参照。
<<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>> (2015年9月1日、アクセス)。
- 3 「歴史公文書等保存方法検討報告書」(平成23年3月歴史公文書等保存方法検討有識者会議) 参照。<<http://www.archives.go.jp/about/activity/pdf/hozonkentou.pdf>> (2015年9月1日、アクセス)。
- 4 「全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」(2012年10月一部改訂 国立公文書館) 参照。<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/da_121210.pdf> (2015年9月1日、アクセス確認)。
- 5 「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」(2006年6月22日公文書等の適切な管理, 保存及び利用に関する懇談会)、13ページ参照。
<<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/kondankai14houkoku.pdf>> (2015年9月1日、アクセス確認)。
- 6 「電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」(平成22年3月26日 内閣府大臣官房公文書管理課) (「公文書移管関係資料集」(平成27年5月国立公文書館) 162-163 ページ所収) 参照。<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/h27_ikan_siryoushou.pdf> (2015年9月1日、アクセス確認)。
- 7 「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」(2014年3月13日国立公文書館業務・システム最適化PT会議決定) 参照。
<<http://www.archives.go.jp/information/pdf/saiteki1.pdf>> (2015年9月1日、アクセス確認)。
- 8 「全国公文書館長会議」は、公文書館法の円滑な運用及び歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用を図るため、国及び地方公共団体が設置する公文書館の館長等の参集を求め、全国の公文書館等が当面する諸問題についての協議を行うとともに、相互の緊密な連絡を図ることを目的として、平成元年から開催しているもの。平成20年からは、「国際アーカイブズの日」記念講演会等と併せて開催している。
- 9 「平成27年度全国公文書館長会議「所蔵資料等のデジタル化」に取り組む基本的考え方」(平成27年6月9日全国公文書館長会議) 参照。
<http://www.archives.go.jp/about/activity/pdf/h27_kancho.pdf> (2015年9月1日、アクセス確認)。
- 10 「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言(平成26年度調査報告)」(平成27年3月国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議(内閣))、3ページ参照。なお、本報告書については、内閣府ホームページの次のURLを参照。
<<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/26teigen.pdf>> (2015年9月1日、アクセス確認)。

11 「平成 25 年度における公文書等の管理等の状況について（行政文書の管理の状況）（法
人文書の管理の状況）（特定歴史公文書等の保存及び利用の状況）」（平成 27 年 1 月内閣
府大臣官房公文書管理課）、7 ページ、表 2 参照。

<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/houkoku/heisei25nendo_houkoku1.pdf>（2015 年 9 月 1
日、アクセス確認）。

12 日本のデジタルアーカイブに関する専門家は、現用段階の電子公文書の管理に関し、「原
課において 30 年間文書を保管するケースがあるが、...（中略）...電子公文書の長期にわ
たる保管・保存の経験があるとは言えない。」として、現用文書管理段階における課題、
原課と公文書館の協力の必要性を指摘している。杉本重雄「デジタルアーカイブへの期
待と課題—コミュニティの違いを越えた知的資源の保存に向けて—」『アーカイブズ』（第
45 号、2011 年 10 月）参照。

<http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv_45_p36.pdf>（2015 年 9 月 1 日、
アクセス確認）。